

リトルリーグ活動再開に向けた感染拡大予防ガイドライン【東海連盟】

2020.06.20

リトルリーグ東海連盟

緊急事態宣言が解除され、リトルリーグ活動の再開にあたり各リーグの活動の指針としていただくため以下のガイドラインを作成しましたのでご参考にしてください。

なお、連盟は、新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策について必ずしも十分な科学的な知見を有している訳ではありません。このため、本ガイドラインは、上部団体が示すガイドラインに基づき作成しています。今後、各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

1. 活動一般

- ①政府、地域自治体、学校の要請、指示及び行動指針に従うこと。
- ②日本スポーツ協会、日本リトルリーグ協会のガイドラインを遵守すること。
- ③再度、国及び行政から緊急事態宣言が発令された場合は、速やかに活動を中止すること。
- ④再度、学校臨時休校となった場合は、当該学校の選手はリトル活動に参加させないこと。
- ⑤リーグ及び関係者はあらゆる局面で新型コロナ感染防止策を講じ、保護者、指導者、選手に周知した上で実行する。
- ⑥活動参加には保護者の書面による同意を得ること。
- ⑦活動日毎に活動に参加した選手、保護者、関係者の参加の記録を作成し1カ月間は残しておくこと。
- ⑧選手、家族、リーグ関係者に感染者が発生した場合は、直ちにリーグ活動を休止すること。
- ⑨感染者が出た場合は連盟に報告すること。連盟から日本協会へ報告する。
- ⑩選手の送迎については、極力、乗り合いはせず、家族のみとすること。また換気を十分に行うこと。
- ⑪練習開始前、終了時は手洗い・うがいを励行し、リーグは、ハンドソープ、消毒用アルコールを準備すること。
- ⑫指導者・父母・リーグ関係者は必ず全員マスクを着用のこと。選手はグラウンドの外では必ず着用すること。またアルコール消毒を適切に行うこと。
- ⑬リーグは、選手、指導者、役員、父母等の練習参加者の体温測定と体調を確認のうえ風邪の症状、発熱（37.5度以上）、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）の症状のある者は、参加させないこと。
また、現場責任者は練習参加にあたり、選手個人の体温等の健康チェックを徹底すること。
- ⑭同居の家族に発熱や、新型コロナウイルスに診られるような症状がある場合には選手は参加させないこと。

- ⑮3つの密（密閉空間、人の密集、近距離での会話）を作らないこと、避けること。
- ⑯会話時は2メートル以上距離をとって、大声は出さないこと。（選手・指導者・保護者も）
- ⑰会話時は距離をとり、飛沫感染防止のため呼気（息）が出る方向に気を配ること。併せてマスク着用の有無を勘案すること。
- ⑱集団的に近距離で接することの無いように配慮すること。密な整列、密なランニングなどは、極力、避ける。
- ⑲休憩、食事は、対面と密を避け横並びで人と人の間隔を取って行うこと。
- ⑳密閉空間での練習・ミーティングは行わないこと。円陣も避けること。
- ㉑参加人数が多い場合は午前、午後に分けるなど時間差を設けて活動すること。
- ㉒バット、ヘルメット、キャッチャーマスク等の野球用具は共有しないこと。やむを得ず共有する場合は、使用の都度消毒すること。

2. ゲーム

- ①対外試合は、選手の体力、技術の回復を見極めケガ、故障などに対する安全を確認、判断のうえ実施すること。
- ②他リーグとの交流は、感染防止対策に万全を期しリーグの責任と判断によること。
- ③宿泊を伴う遠征は、原則禁止とする。
- ④使用グラウンドに参集するリーグは、3リーグ（3チーム）以下とする。
- ⑤参加人数（選手、関係者、応援者の総数）は200人以下とする。
- ⑥3つの密な行動は避ける。
 - ア. 相手リーグへの整列挨拶は、主将、監督、事務局代表、父母代表の少数に限定する。（応対する側も同じく少数で）
 - イ. 休憩場所は、出来るだけ人と人の距離を保てる広さを確保すること（収容スペースに相応した招待人数とする・・・あらかじめ人数制限を伝える）
 - ウ. メンバー表交換時は、距離を取って行き、マスク着用、握手はなしとする。
 - エ. 試合前、試合後の挨拶は、監督、選手はベンチ前に間隔を取って整列して行う。審判員のみキャチャーボックス後方に整列する。
ただし、伝達事項のある場合は、監督と主将をバスターボックス横に集合させて指示する。（礼のみ、握手無し）
 - オ. 試合前及び攻撃側のベンチ前円陣は、極力控えること。
 - カ. タイム時に監督が選手に接近して指示をする場合は、マスクを着用すること。
 - キ. 守備側のマウンド集合は、極力控えること。集合する場合は、間隔を空け全員、グラブで口をふさぐこと。
 - ク. 試合中は、いかなる場面にあっても、選手、監督コーチは、握手、タッチ、ハグなど身体を接触する行為を行ってはならない。
 - ケ. 密を避ける対策としてベンチは、打球等に対する安全が確保できる場合は規定寸法から拡大して設けて良い。
- ⑦次の者は、原則、マスク着用とする。ただし熱中症予防のため自己判断で脱着してよい。

「審判員」、「監督コーチ」、「記録員」、「役員」、「放送担当」、「グラウンド整備員」、「救護員」、その他試合の運営にかかわる者

- ⑧選手は、ベンチ内で声援を送る場合は、マスクを着用することを原則とする。
ただし、熱中症予防のため、選手本人又は監督の判断により脱着してよい。
- ⑨応援者は、間隔を空けて位置し、大声、拍手による応援は控えること。
- ⑩審判はコールを含め飛沫感染防止に留意する。発声方向に配慮する。

3. 大会

- ①日本スポーツ協会、リトルリーグ日本協会、地域自治体などのイベント開催のガイドライン（参加人数、場所）を遵守のうえ開催計画を策定すること。
- ②大会を開催する場合は、次の事項を厳守のこと。
 - ア. 大会前 2 週間において以下の症状のある者は、参加しない様に周知と厳守を徹底のこと。
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・嗅覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - イ. 参加者にマスクの着用とアルコール消毒を徹底すること。なお、主催者にてアルコール消毒液の用意が出来ない場合は、参加リーグに持参携行を義務付けること。
 - ウ. 参加人数は、運営、開催に支障のない範囲の最少人数に抑えることが望ましい。
 - エ. 大会の応援団は出来る範囲で少人数とするとともに声や器具等を使用した応援を禁止することが望ましい。
- ③大会参加者の人数を把握し、密とならないように会場施設との収容バランスを考慮すること
- ④大会開催は、主催者の責任において新型コロナウイルス感染防止の具体的対策を講じること。
- ⑤大会は、原則、参加リーグは連盟内とし、宿泊を伴わないものとする。
- ⑥遠征及び招待先は、一部首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）と北海道は、原則避けること。その他の連盟の地域にあっても慎重に判断すること。
- ⑦試合グラウンド 1 会場に参集する人数（参加選手、大会関係者、応援者の総数）は、200 人以下とする。
- ⑧密状態を避けるため開会式等の式典、イベントは行わないこと

以上

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン【抜粋】

令和2年5月14日

公益財団法人日本スポーツ協会

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

1 はじめに

【一部省略】

本ガイドラインは、改正基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントを再開するに当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にして、まとめたものです。各スポーツ団体におかれては、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行っていただくとともに、特に中央競技団体におかれては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

【第2項省略】

3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、改正基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化(※)し、適切な場所(イベントの受付場所等)に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。

なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

【第3項(1)(2)省略】

(3) スポーツイベント参加者への対応

1) 体調の確認

スポーツイベントの主催者は、イベント当日に、参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求める必要があります。

①氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。

②イベント当日の体温

③イベント前2週間における以下の事項の有無

ア平熱を超える発熱

イ咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウだるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ嗅覚や味覚の異常

オ体が重く感じる、疲れやすい等

カ新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知することに配慮すること。

3) スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

(4) スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

①手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。

②「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。

③マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。

- ④手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ⑤手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ①広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ①トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

4) 飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ①参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ②スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと。）

- ③果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

5) 観客の管理

スポーツイベントに観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

6) スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

- ①十分な距離の確保運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。

(介助者 や誘導者の必要な場合を除く。) 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

- ②位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

- ③その他

ア. 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ. タオルの共用はしないこと。

ウ. 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ. 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

※その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。（再掲）。

(6) その他の留意事項

スポーツイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた書面（上記（3）1））について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

(以上)